

タケエイ川崎リサイクルセンターに係る条例方法審査書の公告
について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第15条の規定に基づき条例方法審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

株式会社タケエイ

代表取締役 三本 守

2 指定開発行為の名称及び所在地

タケエイ川崎リサイクルセンター

川崎市川崎区浮島町300番3及び7

3 条例方法審査書公告年月日

平成16年12月1日（水）

4 問い合わせ先

株式会社タケエイ 事業本部 技術グループ

東京都江戸川区西葛西7丁目20番10号

電話03 - 3869 - 1222

（環境局環境評価室 担当）

電話 200 - 2156

タケエイ川崎リサイクルセンターに係る条例方法審査書
（概要）

平成 16 年 12 月

はじめに

タケエイ川崎リサイクルセンター（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社タケエイ（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区浮島町 300 番 3 及び 7 の約 4.1ha の区域において、建設系の産業廃棄物のリサイクル及び適正処理を目的とした廃棄物処理施設を設置するものである。

この処理施設は、廃プラスチック、木くず、金属くず等の選別処理を行ったあと、破碎、圧縮等を行い、再生利用を図るものであり、1 日の処理能力は 2,718 トンである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 16 年 7 月 8 日、川崎市長あて、本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。

市は、この提出を受け、条例方法書の公告・縦覧を行ったところ市民等から意見書 2 通の提出があった。

この条例方法書について、平成 16 年 9 月 3 日に川崎市環境影響審議会（以下「審議会」という。）に諮問したところ、平成 16 年 11 月 5 日審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第 14 条に基づき、条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

（1）指定開発行為者

名称：株式会社 タケエイ

代表者：代表取締役 三本 守

住所：神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 14 番 27 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称：タケエイ川崎リサイクルセンター

種類： 廃棄物処理施設の新設（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の7の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置：川崎市川崎区浮島町 300 番 3 及び 7

区域面積：41,090.50m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的：建設系の廃棄物処理を中心とした廃棄物処理施設を設置し、リサイクルの推進と適正処理を行うものである。

イ 土地利用計画

・精選棟・選別棟等の建築物	18,439.83m ²	(45.0%)
・緑地	10,273.00m ²	(25.0%)
・構内道路及び駐車場等	12,377.67m ²	(30.0%)

ウ 処理設備計画の概要

項目	計画内容
収集対象地域	川崎市の南部を中心とした市内全域及び県内の周辺地域
収集対象廃棄物	産業廃棄物（廃プラスチックス、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガ

		ラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 の 7 種類)
処理量		2,718 トン / 日 (24 時間)
設 備 ・ 工 程	混合廃棄物処理ライン	混合廃棄物の受け入れ、手降し、荒選別、手選別、破碎、機械選別、圧縮
	可燃品処理ライン	可燃物、紙くず、廃プラスチック類を破碎、圧縮
	廃プラ処理プラン	廃プラスチック類を破碎、圧縮
	複合品処理ライン	複合品、大物の切断
	石膏ボード処理ライン	石膏ボードを選別し、専用コンテナへ圧縮
	コンクリート処理ライン	がれき類の破碎、ふるい分け
	木くず処理ライン	木くずの破碎、ふるい分け
	スクラップ処理ライン	金属くずの切断
運転計画		受入時間：24 時間 / 日 設備稼動時間：最大 24 時間連続運転 (通常は 16 時間 / 日)

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為者は、本事業に係る環境影響評価項目として、大気質、緑、騒音、振動、廃棄物、地域交通及び安全について予測、評価を行うとしており、その選定は概ね妥当であると考えます。

条例準備書の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査意見の内容を踏まえ、環境影響評価の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

本計画は、粉じんを発生する廃棄物処理設備機器及び作業空間を建屋内に配置し、製品ヤードを含め、防じんカバーの設置、集じん施設の設置及び散水等により粉じん飛散防止対策を講じるとしているが、建屋出入り口及び換気口等から外部への粉じんの飛散が懸念されることから、具体的な防止対策及びその効果について、条例準備書で明らかにすること。

イ 緑（緑の質、緑の量、植栽土壌）

本計画は、環境保全目標として緑の現状を生かし、かつ回復・育成を図るとしているが、立地特性を考慮した樹種及び配置について条例準備書で明らかにすること。

ウ 騒音及び振動

本計画は、建設時における建設機械の稼働及び工事用車両の走行、供用時の施設の稼働及び搬出入車両の走行に伴う騒音及び振動の影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であると考える。

エ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

本計画は、建設時及び供用時に発生する廃棄物の影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当と考えるが、事業特性からそれらの処理、処分方法及び低減策について条例準備書で具体的な内容を明らかにすること。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本計画は、建設時における工事用車両の走行及び供用時の搬出入車両の走行に伴う影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当であると考える。

カ 安全（火災爆発等）

本計画は、可燃物を取り扱うことから、施設稼動時による影響について予測、評価を行うとしており、その方法は概ね妥当である。

（３）環境配慮項目に関する事項

方法書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮方針については、その積極的な取り組みが望まれることから、環境配慮の具体的な実施の内容について、条例準備書で明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成16年	7月	8日	指定開発行為実施届受理
	7月	21日	条例環境影響評価方法書縦覧公告
	7月	21日	条例環境影響評価方法書縦覧開始
	9月	3日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	9月	3日	条例方法書縦覧終了 縦覧者13名
	9月	3日	意見締切り 意見書提出 2通
	11月	5日	審議会から市長に条例方法書について答申

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成16年	9月	3日	市長から、タケエイ川崎リサイクルセンターに係る条例環境影響評価方法書について、審議会あて諮問
-------	----	----	--

9月 9日	審議会（現地視察）
9月29日	審議会（事業者説明及び審議）
10月28日	審議会（答申案審議）